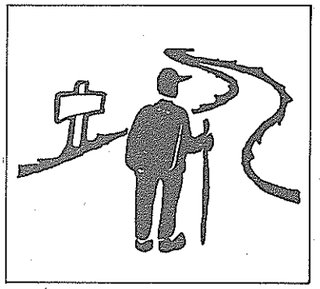

ハンターのみなさんへ！

11月15日に狩猟が解禁になりました。とかく事故や違反がおこりやすい時期です。十分注意してたのしい猟期でありますように。

▷銃猟をして良い場所であることをたしかめてから猟区へ入りましょう。

▷猟場以外では〝たま〟をこめないように。

▷猟場では獲物が何であるかを良くたしかめて、そのうえ周囲の状況も安全であることを知ってから猟をしましょう。

【南国警察署】

特別弔慰金国庫債券の買上げ

第二回特別弔慰金国庫債券の買上償還が、次のように行われます。この債券は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法により交付されたもので、昨年に引き続き実施されることになりました。

▽買上償還を行う国庫債券

第二回特別弔慰金国庫債券でその債券の記名者が次のいずれかに該当する人。

(1)生活保護法に規定する保護を受けている人。

(2)現に保護を受けていないが著しく生活に困窮している人で、福祉事務所長が保護を要する状態に陥るおそれがあると認めた人。

▽買上げの対象となる賦札、価格

買上げ日の後に償還金支払期日のくる賦札全部。買上価格は十二万四千二百円です。

▽実施期間

買上げの期間は昭和五十三年六月十四日まで。この期間内に買上償還請求書を取扱機関の窓口で受理されたものに限ります。

▽以上のことに該当する債券を持っている人は、福祉事務所社会係までご連絡ください。

第二回特別弔慰金受給対象者

53年3月31日までに請求を

▽受給順位

(1)氏を改めない法律婚または遺族と婚姻した配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母 (6)兄弟姉妹 (7)その他、要件によっては伯叔父、甥姪、入夫婚による妻の父母など。

▽請求手続など、くわしいことは福祉事務所社会係までおたずねください。

【福祉事務所社会課】

第二回特別弔慰金の受給権は、昭和五十三年三月三十一日で時効となります。受給対象者でまだ請求をしていない人は、早急に請求してください。

▽特別弔慰金の請求ができる人

(1)昭和十二年七月七日以降の戦没軍人、軍属、準軍属の遺族であること。

(2)昭和五十年四月一日現在において公務扶助料、遺族年金などの受給権者がいない人。

農地　農用地区域除外申請

申請締切は11月30日まで

農業振興地域整備計画にかかる農用地区域除外申請についてお知らせします。

昭和五十二年度の農用地域よりの除外申請書の締切日を昭和五十二年十一月三十日までとします。農用地区域内の農地で農家住宅や山林などへの転用の計画がある場合は、十一月三十日までに市産業経済課農振係まで提出してください。なお、申請書は農振係にあります。

【産業経済課】

貸付　農林業小口資金の貸付

同和地区内に住んでいる農林業者に対し、農林業の経営の改善と所得の増大を図るため、経営、施設の設置、また機械や資材の購入などに要する資金を貸付します。

▽借入資格者・同和地区内に住んでいる農林業者。

▽資金の使途・農林業の経営に必要な施設、機械、その他資材などの購入。

▽貸付限度額・一世帯当り十万円以内。

▽貸付利率・無利子

▽貸付期間・貸付日より一年以内。

▽償還方法・一時払い、または半年払い。

▽五十二年度貸付枠・十五世帯

▽申込期日・昭和五十二年十二月十日まで。

▽申込用紙は、市産業経済課もしくは福祉館にあります。なお、くわしいことは産業経済課までおたずねください。

【産業経済課】

月間　建設雇用改善推進月間

建設業に働く労働者は、雇用関係の不明確、雇用の不安定、労働福祉の立ち遅れなど、他の産業に働く労働者に比べ一段と劣った状況にあります。

このため、建設労働者の雇用条件の改善、能力の開発、福祉の向上をと「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」が昨年制定されました。この十一月を「建設雇用改善推進月間」として建設事業主や関係者の理解と関心を一層深めていこうと、各種事業が実施されます。

【県職業安定課】

ミニ広報　民間サラリーマン、ＯＬが手にした51年度の税込み年収は229万円。

年金　免除期間の保険料は追納を

国民年金には、所得が少なくて掛金をしたくてもできない人や、生活保護や障害年金などを受けている人などには、掛金の免除を受けることができる制度があります。

免除された保険料は後払い（追納）ができます。

免除を受けた期間は、老齢年金を受ける時、納めている人の1/3と少ない額になります。このため免除期間が多ければ、それだけ納めている人との間の年金額に差ができます。例えば、今年六十歳になる人（大正六年四月二日から大正七年四月一日生れ）の年金額を比較してみると、

▽十六年全期間保険料納付の場合は、三十三万二千百円が支給、

▽十六年全期間保険料免除の場合は、十二万六百円が支給、

▽八年間納付・八年間免除の場合は二十二万六千三百円が支給、となります。

しかし、今からでも遅くはありません。免除を受けた期間の掛金については、十年前までさかのぼって、その当時の安い保険料で後払いができる追納制度があります。この方法で保険料を納めますと、老齢年金は毎月納めた人と同じように計算されます。

老後に有利な年金を受けるため、免除された保険料はぜひ納めるようにお勧めします。追納する時は市民課年金係までおこしください。手続きは簡単です。

【市民課年金係】

市展の歩み〈3〉

最後に総合的な面から書いてみます。

《時期》全体を通じて十一月末から十二月初めにかけて定着しています。

《会場》発足当時から五回まで後免野田小学校。第六回（四十一年）大篠小学校、第七回より市民体育館。

市民体育館が使用できだしたのは一歩前進ではあるが、それも今では狭いし、体育館はやはり体育館で、これにおんぶして文化行事をやる様ではいけない。各市にできている市民会館、文化会館くらいはつくり、市民の各種の催し、いこいの場、また展覧会も開ける施設として広く利用できるようにならないものかと希望しています。

《設備》少ない予算で作った御立（ついたち）も（途中大型のものを増作しましたが）古くなり、一定の色に塗装するか、更に増作しなければいけないと思います。

《応募者の推移》応募者の数は第二回が一般の部で百六十五人、第三回が百二十四人で最低、その後徐々に増加し十五回の四百一十一人を最高に増加の傾向。層も深く、特に若い人たちの進出がみられて頼もしい。

なお、生徒の部では第二回が千七百五十人、第十四回が八千四百六十五人で入選が約三百人と二十八人に一人の厳選はかわいそうです。会場の狭さに原因があります。

《賞について》第一回は無審査、第二回以後は審査で、一応のレベルに達したものを入選としています。第四回から、賞がなければ本人も観覧者も目安もなく張りがないということから、特選、褒状を与え、第十回から特選五回のものを無鑑査とすることから無鑑査の人が出、第十五回から褒状三回を特選一回とみなして無鑑査とする規定ができました。このことは、賞を常連が独占する弊害をなくすことが理由の一つでした。

なお、一般の部には賞状のほかに副賞を与えています。

《予算について》現在百万円、一昨年に比べていくらか低く押えられていますが、市財源の乏しい中から組んでもらった予算で、市展がようやく市政のなかに、また市民のなかに定着してきたことを表わしています。

受賞者や審査員、また設立当時の当局の人々、市民の方々の氏名は紙面の都合で割愛させていただきました。

市展の発展と立派な文化会館の建設、市民の文化の向上を祈ります。

山崎　次

（市文化推進協議会長）

税金　主婦のパートと税金

最近、パートで働く主婦が多くなっています。マイホームやレジャー資金などのためだけでなく、社会とのふれあいを持つためという人など、その目的はさまざまです。

収入があると税金の関係がおきてきますが、パートで働く場合も年収が一定額を超えると、夫の所得から配偶者控除（二十九万円、年齢が七十歳以上で障害者でない人は三十五万円）が受けられなくなったり、主婦自身に税金がかかったりします。

パートの年収と税金の関係は次のとおりです。

パート収入と所得税		
パートの年収	夫の所得から配偶者控除が	パート収入に所得税が
70万円以下	受けられる	かからない
70万円以上79万円以下	受けられない	かからない
79万円以上	受けられない	かかる

【南国税務署】

ミニ広報　国設鳥獣保護区の面積117万6000ha、今年度の新設と加えて473か所になった。